

令和4年度（2022年度）後期
ジュニアマイスター顕彰制度実施要項

1. ジュニアマイスター顕彰制度について

全国工業高等学校長協会（以降、全工協）が工業系学科に在籍する生徒を対象に、在学中に取得した資格や合格した検定試験及び各種競技・コンクール等での成績等をジュニアマイスター顕彰に係る区分表（以後、区分表）から得点に換算して申請を行い、合計得点に応じてジュニアマイスターブロンズ、ジュニアマイスターシルバー、ジュニアマイスターゴールドの認定を受ける制度です。

2. 認定区分

申請の条件として区分表の教養系を除いた部分の点数が20点以上必要。

- ・ジュニアマイスターブロンズ・・・後期申請期間での受付・認定は行わない。
- ・ジュニアマイスターシルバー・・・30点以上かつ45点未満
- ・ジュニアマイスターゴールド・・・45点以上

過去に認定を受けた生徒が申請する際も、改めて今期の「区分表」で得点の再計算を行う。

3. 申請方法

全国工業高等学校長協会 https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/のジュニアマイスター顕彰のページに掲載する「電子申請マニュアル」を参照のうえ、電気科和島先生より「学校コード」、「生徒コード」、「パスワード」を発行してもらい、個人所有のスマホ等で電子申請すること。

4. 日程

関係書類のWeb ページへの公開	令和4年12月1日（水）以降（全工協Web ページ）
パスワード発行期間	令和4年12月13日（火）～12月16日（金）
電子申請期間	令和4年12月14日（水）～令和5年1月10日（火） （全工協の申請期間とは異なります。）
認定証の発行予定日	令和5年2月20日（月）以降

5. 区分表

ジュニアマイスター顕彰に係る区分表は、2棟1階中央階段横の掲示板及び電気科職員室手前の工務部カウンターで確認できます。また、全工協Web サイトでも確認できます。

(https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/のジュニアマイスター顕彰のページ)

6. 申請料

- 1名1申請につき400円
- ※いかなる場合でも、申請する度に申請料は必要。
- ※納入済みの申請料はいかなる理由があっても返却しない。
- (誤った申請により認定されなかった場合も含む。)

7. 特別表彰について

原則的に卒業年度の生徒を対象とし、次の①～⑤の全ての事項に該当し在学中に1度のみ表彰する。

- ①ジュニアマイスターゴールド（以下、ゴールド）の認定を受けているか、ゴールドを申請中であること。
- ②取得区分のSランクまたはAランクの資格*を取得していること。
- ③上位8つの資格*の合計得点が本年度後期の区分表で60点以上であること
(申請する資格*が8つ未満でも可。8つ以内の資格*の合計得点が60点以上でなければならない。)
- ④学校生活が充実し、他の模範となる生徒であると学校長が認めた生徒であること。
- ⑤過去に生徒特別表彰を受けていないこと。

* 資格とは、区分表のうち区分1の表に記載されている資格・検定等のこと。
但し、区分2・区分3で大臣表彰を受賞したもの1つに限り上位8つの資格として認める。

8. その他

認定証の名入れは6文字以内の名前に限る。(外字不可、対応文字コード:Unicode (UTF-8))